

原子力発電所と自治体財政

——福井県敦賀市の事例——

三 好 ゆ う

【目次】

はじめに

1. 原子力発電の経済的位置づけ
 - 1－1. 電力供給の促進政策とその変遷
 - 1－2. 原子力への転換理由
 - 1－3. 原子力発電の規模
2. 原発所在地自治体に対する財政措置とその役割
 - 2－1. 電源三法交付金制度
 - 2－2. 原子力事業への課税特例
3. 福井県と敦賀市における原子力発電所の位置づけ
 - 3－1. 福井県における原発の経済的位置づけ
 - 3－2. 敦賀市の原発誘致の経緯
4. 敦賀市財政と原発関連事業との関係
 - 4－1. 敦賀市財政の特徴
 - 4－2. 敦賀市財政へのアプローチ

おわりに

はじめに

わが国における原子力発電所の建設は1954年にスタートし、現在は全国で53基、発電設備容量は4,793万kWである。これはアメリカ、フランスに次ぐ世界第3位となる発電設備容量であり、原子力発電国といえる。

原子力発電は、石油・天然ガス・石炭などを活用した発電と異なり二酸化炭素の排出量が少ない一方で、施設の安全性に不安を抱える。燃料にウランを用いるため、発電所施設で事故が起こると放射性物質が外部に漏れ、自然環境のみならず人体にも多大な被害をもたらすおそれがある。きわめてリスクが高い資産であることから、国内においてその建設には消極的な意見が多い。

このような特徴を有するため、原子力発電所の建設計画において最も困難な過程は、立地の選定である。わが国では引き受け地域の自治体に対し、リスク資産の受け入れと引き換えに多様な財政支援措置を設けることにより、原発建設を促進してきた。原子力施設への課税特例（固定資産税、核燃料税、核燃料物質等取扱税など）や、国の一般会計および電源開発促進対策特別会計¹⁾を通じた数々の交付金制度などである。これにより、国は電力エネルギーの安定供給を可能にし、自

治体においては原発関連事業から生じる安定的な財政収入を確保した。わが国の原発を巡る国と地方自治体との間には、財政を通じた相互関係が築かれている。

福井県は早くから原発の受け入れに積極的であり、現在、敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町に14基が存在する。敦賀市では、1963年に建設が決定し、1967年に建設開始、1970年より運転が始まった。2009年3月末時点で、電気事業用原子炉2基、研究用原子炉2基（ただし、研究用原子炉「ふげん」については廃炉）がある。敦賀市における原発建設は国の財政支援措置が講じられる以前から始まっているが、その後の原子力関係施策は敦賀市財政に多大な影響を与えたと考えられる。

敦賀市は、1988年度より地方交付税不交付団体である。日本原子力発電株式会社敦賀発電2号機に対する固定資産税の収入増が要因であった。2007年度の財政力指数は1.14と、きわめて高い水準にある（同年の全国における不交付団体数は、市町村で186団体）。

原子力発電所とその所在地および周辺の自治体財政には、密接な関係がある。本稿では、福井県敦賀市を事例に、原発立地が自治体財政に与える影響を考察する。このため、まず原子力発電に関する政策の展開や経済的地位を把握し、国による財政支援措置について整理する。次いで、財政の収入構造と原発関係の交付金活用事業に焦点をあてて、敦賀市財政を分析する。

1. 原子力発電の経済的位置づけ

1—1. 電力供給の促進政策とその変遷

第二次世界大戦後、わが国は発電電力不足に陥り、電力需給は逼迫した状態にあった。そのため1952年に電源開発促進法を制定し、政府出資の電源開発株式会社が設立された。1957年には日本原子力発電株式会社（以下、日本原電（株）という）が設立される。その後、経済の高度成長とともに電力需要が増大していくのに対し、企業と政府の共同出資による火力発電所が建設されていく。重油火力による電源開発が中心であった。

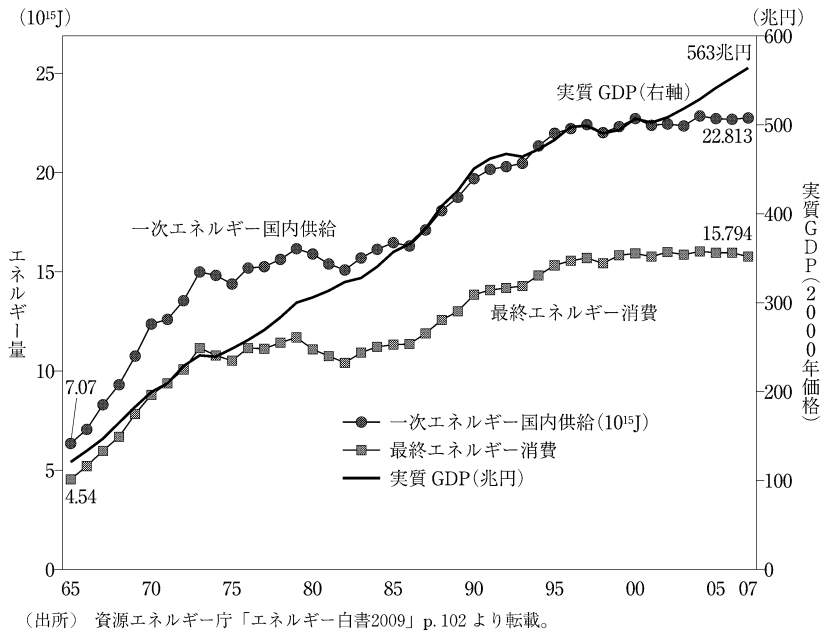
1964年電気事業法が公布され、電力エネルギー政策は質的重視へと移行していく。しかし発電所立地候補地における地域住民の反対運動により、受け入れを断念する自治体が絶たず、電源開発は遅れをみせていた。そのような中で1973年に石油危機が起こり、天然資源に頼らない原子力発電およびその拡大の必要性は、ますます高まっていく。

そこで、国は1974年「電源三法」を制定した。電源三法とは、「発電用施設周辺地域整備法」、「電源開発促進税法」、「電源開発促進対策特別会計法」を指す。円滑な電源開発を推進することを目的とし、達成のための手段として電源立地の受け入れ自治体に対する財政支援措置を設けた。具体的には、一般電気事業者の販売電気の電力量に一定率で課税する制度、電源地域振興制度と各種の交付金制度の創設である。交付金制度については、とりわけ原子力発電を対象とするものが多い。

1980年、電源多様化対策が追加された。海外での原発事故を受け、原子力発電に対してより一層の財政支援強化が実施されたのである。

さらに2001年、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」が設けられた。目的は、

〔図表1〕 エネルギー需給と経済成長の推移



発電所施設の立地地域および周辺地域の産業と生活環境の整備を図ることにある。国の負担割合を5%上乗せで増額する特例（10年間の時限立法）や、特別措置を受けるものの財源のために起こした地方債の元利償還に対する経費を、基準財政需要額に算入することなどが定められている。

図表1は、エネルギー需給と経済成長の推移である。60年代後半から1970年にかけて供給量および消費量は飛躍的に増加しており、80年代後半から90年代前半にかけて再び急増している。エネルギーの需給と経済発展が相関関係にあることがみてとれる。

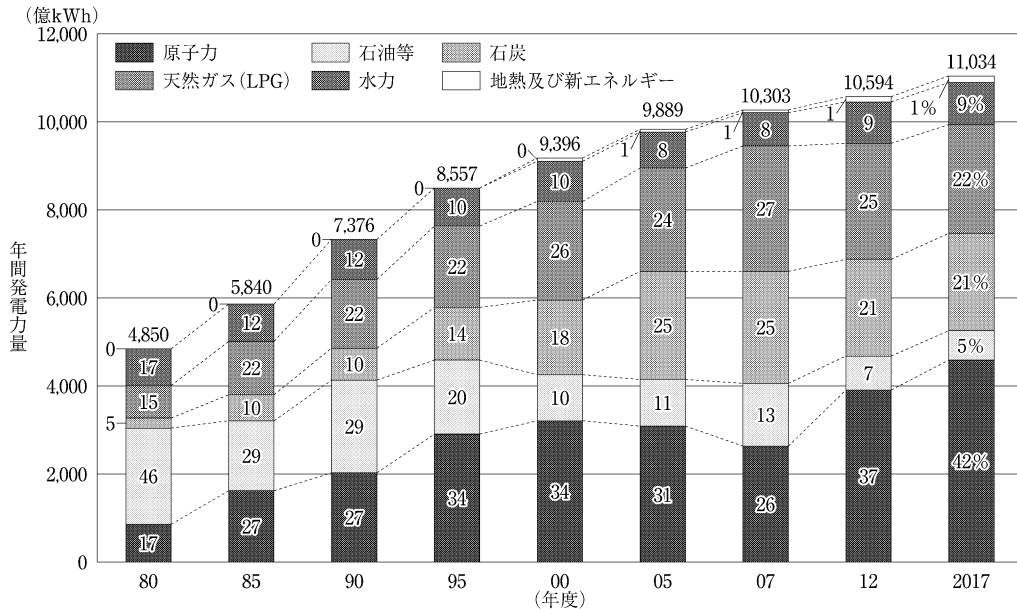
そこで図表2にて電源別発電供給量における割合の推移をみると、80年代までは石油エネルギー中心であったのが、21世紀以降は原子力をトップに天然ガスおよび石炭へとエネルギー源が移行していることがわかる。1つは、原子力発電の開発推進を目的とした法整備の充実化による。もう1つは、わが国のエネルギー自給率が90年代より約4%であることから、輸入量の変化によるものと考えられる。

1—2. 原子力への転換理由

塚谷〔2010〕によると、戦後のわが国における原子力開発は、アメリカの核政策のグローバル化といった外的要因と、原子力の平和利用の推進という内的要因により進められたとされる。これによりわが国の原子力開発体制が整備され、日米の2国間協定に基づいたアメリカの原子力技術が導入されていった。³⁾

原子力に関する政策は、「原子力政策大綱」において、その研究目的、理念および利用が具体的に示されている。それらの目的は、「厳に平和の目的に限り、安全の確保を前提に、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与すること」⁴⁾にあり、1956年以降、原子力委員会によってその長期計画が

〔図表2〕 電源別発電供給量の推移



（出所） 電気事業連合会〔2009〕「原子力・電気図面集」より転載。

策定されてきた。

21世紀に入り、計画において注目すべき点は、エネルギーの安定供給と環境問題との関係への着目である。エネルギー需要の増大に伴う地球温暖化を最も重要な問題と捉え、2005年の京都議定書の発効に伴い「省エネルギー努力に最大限に取り組む一方、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量の少ないエネルギー源を最大限に活用していくことが必要⁵⁾」との認識が明記されている。そのうえで、原子力発電による二酸化炭素の排出は太陽光や風力エネルギーと同レベルであるにもかかわらず、それよりもエネルギー密度が高く供給が安定していること、放射性廃棄物は人間の生活環境への影響を有意なものにすることなく処分できること、核燃料のリサイクル利用により供給安定性を一層改善できることなど、原子力発電の優位性が示されている⁶⁾。

原子力発電は長期にわたるエネルギー安定供給のみならず、グローバル化した環境汚染の抑止力としても期待されていることがわかる⁷⁾。21世紀以降の環境問題に適合したエネルギー源との位置づけがなされている。

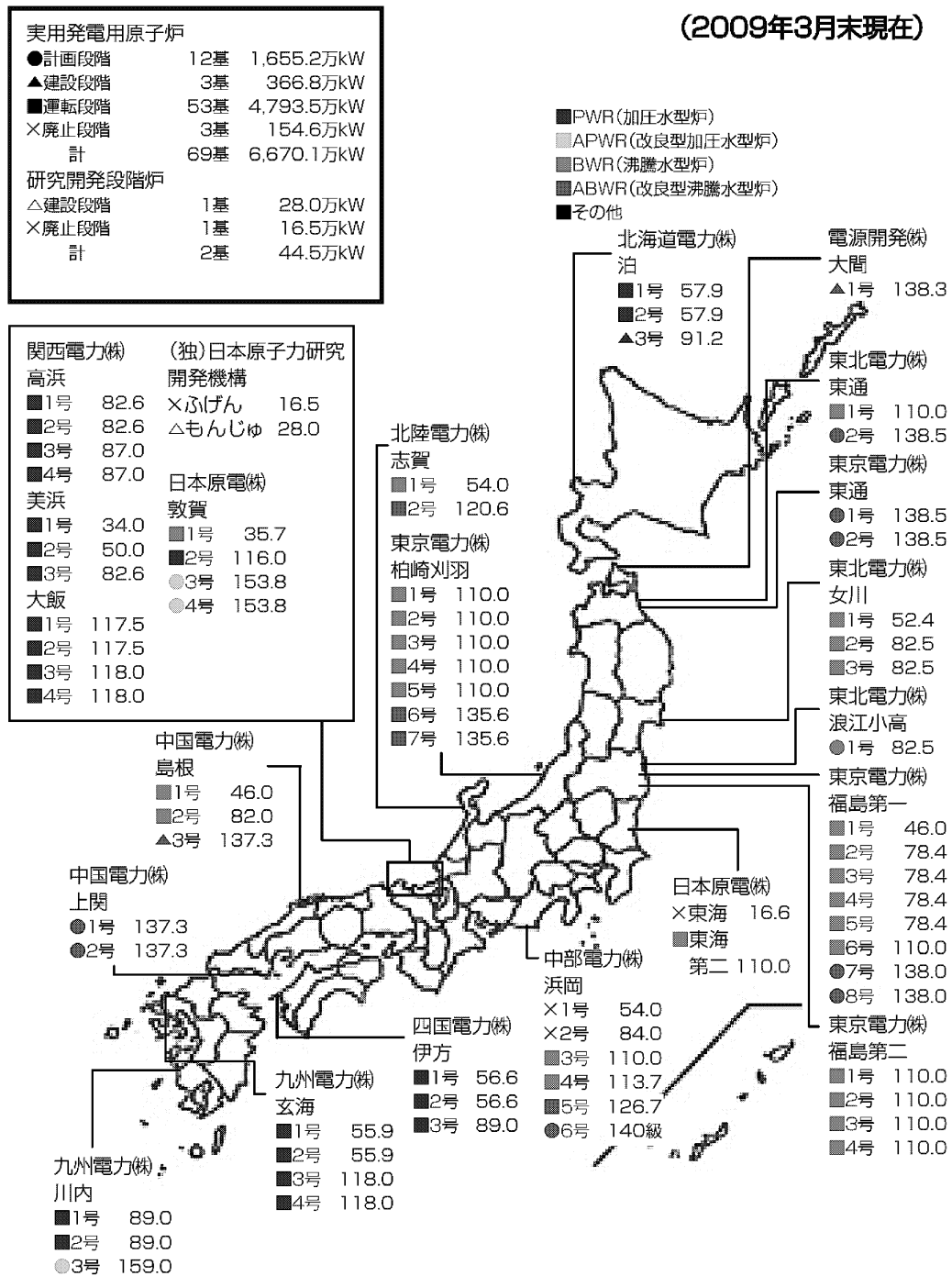
1—3. 原子力発電の規模

図表3に示されるように、わが国には53基の原子力発電所がある（2009年3月末）。その設備容量は世界第3位であり、発電量の割合では第5位を誇る。同じく原子力発電国であるアメリカは、設備容量では第1位にあるものの、発電量割合は第9位となっている。

原動力別エネルギー総供給の構成は、図表4のとおりである（2006年度、実績）。原子力が30%台と最も高く、次いで天然ガスと石炭が約25%である。

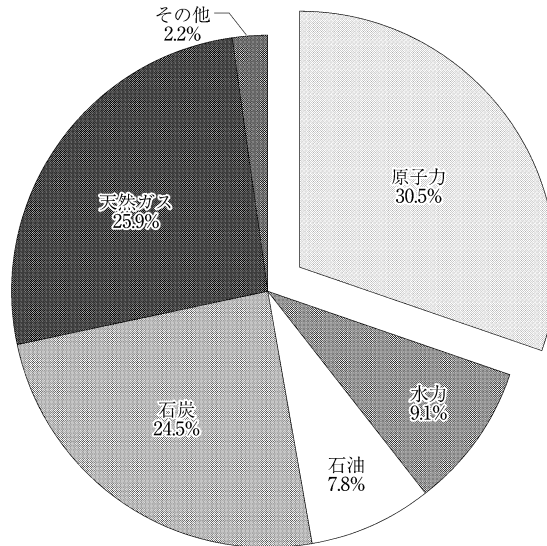
わが国の電力供給は、政策的に石油エネルギーから原子力へと転換した。原子力発電の存在意

〔図表3〕 わが国の原子力発電所の立地状況



(出所) 資源エネルギー庁「エネルギー白書2009」p.115より転載。

〔図表4〕 原動力別エネルギー総供給の構成



（出所） 資源エネルギー庁「エネルギー白書2009」に基づき，筆者作成。

義は，経済成長の進展に伴う電力不足の解消および安定的供給源の確保と，原子力エネルギーの平和的利用にある。とりわけ近年は，国際社会との関係から平和利用の拡大が求められる一方，新たな環境問題に対して適格的であるため大きな期待がなされている。しかし原子力発電所は自治体にとってリスク資産であり，立地の際にかなりの困難を有する。そこでこれへの対応策として70年代より様々な施策が講じられてきたが，そのほとんどは所在地自治体への財政支援措置であった。

2. 原発所在地自治体に対する財政措置とその役割

2—1. 電源三法交付金制度

(1) 電源三法と交付金制度の概要

60年代から70年代にかけて，エネルギー源を石油から原子力へと転換させる必要を感じたわが国政府は，その促進策として1974年に「電源三法」を制定した。これは「発電用施設周辺地域整備法」，「電源開発促進税法」，「電源開発促進対策特別会計法」から成り，発電用施設の設置および運転の円滑化を図ることを目的としている。

「発電用施設周辺地域整備法」では，発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備を促進することにより，地域住民の福祉の向上を図り，もって発電用施設設置の円滑化に資することを目的としている（第1条）。

「電源開発促進税法」は，原子力発電施設の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による

〔図表 5〕 各種交付金制度

	2009年度 予算額	交付対象者	
		都道府県	市町村
電源立地地域対策交付金	1,117億円		
電源立地等初期対策交付金	51億円	●	●
電源立地促進対策交付金	198億円	●	●
原子力発電施設等周辺地域交付金	303億円	●	
電力移出権等交付金	309億円	●	
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金	189億円		●
水力発電施設周辺地域交付金	68億円	●	
電源立地等推進対策交付金			
原子力発電施設立地地域共生交付金	11億円	●	
核燃料サイクル交付金	32億円	●	
原子力発電施設等立地地域特別交付金	31億円	●	
広報・安全等対策交付金	12億円	●	
電源地域産業育成支援補助金	2 億円		●
電源地域振興促進事業費補助金	84億円	●	●

（出所） 資源エネルギー庁〔2009〕「電源立地制度の概要」より筆者作成。

電気供給の円滑化を図る等のための措置が定められている。具体的には、一般電気事業が販売する電気の電力量に対して一定率で課税し、それを電源開発促進対策特別会計法によって設立される交付金の財源に充てる。電力業者にのみ特別に税を課すことになるが、この立法趣旨は、使用目的と負担との関係が密接な点にある。当時の大蔵省主税局長の答弁によると、「一般財源をもって周辺対策を行うというよりは、その経費とコストの結びつきを明確にするほうがよりよい⁹⁾」とされ、課される税額は「発電のためのコストの一部と考えるべきである¹⁰⁾」と述べられている。

「電源開発促進対策特別会計法」とは、電源開発促進税の収入を財源として行う対策に関する政府の経理を明確にするための特別会計を設置することを規定したものである。同法では、石油に代替するものとして、新エネルギー技術総合開発機構、核燃料サイクル開発機構への出資等が記載されている。

このような電源三法に基づいて創設される財政支援措置は、2つに大別される。1つは施設周辺地域の整備を目的とした交付金、もう1つは電源三法に記された目的を達成するための財政上措置である。2009年度時点で創設されているものとして、前者は電源立地地域対策交付金¹¹⁾、後者については電源立地等推進対策交付金¹²⁾、電源地域産業育成支援補助金、電源地域振興促進事業費補助金がある。図表5は、各種交付金制度の予算額と交付対象者を示す。

（2）交付金の活用

電源三法に基づく交付金制度の中核を成すのが、電源立地促進対策交付金である。これは公共

用施設整備事業および地域活性化事業に活用することができる。前者が指している具体的な対象事業は、①道路、②港湾、③漁港、④都市公園、⑤水道、⑥通信施設、⑦スポーツまたはレクリエーションに関する施設、⑧環境衛生施設、⑨教育文化施設、⑩医療施設、⑪社会福祉施設、⑫消防に関する施設、⑬国土保全施設、⑭道路交通安全に関する施設、⑮熱供給施設、⑯産業の振興に寄与する施設である。後者は、①地場産業支援事業、②地域資源利用魅力向上事業、③福祉サービス提供事業、④環境維持・保全・向上事業、⑤生活利便性向上事業、⑥人材育成事業を対象とする。

予算の中で圧倒的に多額なものが原子力発電施設等周辺地域交付金と電力移出県等交付金である。両者は、交付対象者が都道府県となっており、発電施設（ただし、前者は原子力発電に限る）の周辺地域の住民・企業等に対する給付金の交付、当該地域の住民が通勤できる地域への企業導入、産業の近代化の措置、福祉対策措置に要する費用に充当される。

原子力発電所の所在地自治体に対する財政支援制度はきわめて多様であり、交付金にいたっては巨額の予算が用意されている。それらの活用については、先に述べた「原子力政策大綱」に記される目的と合致するように、産業および地域住民の生活基盤の整備（社会資本整備）のための費用に充当することが決められている。

2—2. 原子力事業への課税特例

原子力発電所ならびに電気事業者に対し、地方自治体が条例に基づいて課税できるものには、次のものがある。固定資産税（税制上の耐用年数は15年）、核燃料税、核燃料等取扱税、核燃料物質等取扱税である。核燃料税とは核燃料価格の7%を発電用原子炉設置企業に対して課税するもので、現在13道県にて実施されている。また後者2者は、再処理工場での取扱いに対する課税であり、茨城県および青森県で創設されている。

原子力事業への課税の特例は、自治体にある程度の裁量を与えた形で地方税法にて定められており、自治体の自主財源となるため、税収確保の手段として重要な役割を担う。

以上のように原発関連の財政措置は、立地所在地である自治体に対して建設スタートから交付金および補助金という形で多額の支援を行い、運転開始以降は地方税収入の面からも自治体を支えるしくみにある。一方、原発所在地自治体はこれを財源に、様々な社会資本整備事業や福祉事業に取り組むことができる。このような財政制度を通じた国と地方自治体の相互関係を土台として、わが国は原発建設を可能にしているのである。

3. 福井県と敦賀市における原子力発電所の位置づけ

3—1. 福井県における原発の経済的位置づけ

(1) 福井県の「総合開発計画」と原発誘致

福井県において原発誘致計画がスタートしたのは、1957年のことである。県知事を会長とする福井県原子力懇談会が設置され、原子力の平和利用の促進および県内の産業振興を図ることを目的に、原発誘致の検討が進められていった。1960年に『福井県総合開発計画書』が作成され、産

〔図表 6〕 福井県における原子力発電所の立地



（出所）原子力の科学館あっとほうむホームページより転載。

業構造転換のための電力供給基地として、原発誘致は福井県の重要課題と位置づけられる。その後、1962年に県議会において誘致に関する決議が可決された。¹³⁾

原発の建設にあたっては、自治体による政策方針や地域住民の理解のみでは現実化しない。立地条件が整っていることが前提となる。1962年における県議会での可決後、候補地の選定が始まった。条件は主に2つある。第1に、大量の水を要することと、施設の土台に固い岩盤が必要である点などから、海岸沿いが望ましい。第2に、広い敷地を要することから、過疎的地域が選ばれやすいということである。これに合致したのが若狭地区であった。とりわけ美浜町や高浜町においては、原発立地による地域活性化と過疎からの脱却が、誘致の最大の理由であった。図表6をみるとわかるように、原発建設が若狭湾に集中し、現在この地域一帯は原発銀座と呼ばれる。

（2）福井県における原子力発電所の経済的位置づけ

2010年1月8日時点の福井県における原子力発電所は、運転中のものが13基、建設中が1基の計14基がある。図表7に示される都道府県別原子力発電所数をみると、これは国内最多にある。総発電設備容量では国内の22.8%となっており、発電量では24.7%を占める（後者については、図表8を参照）。わが国の原子力エネルギーによる電力供給において、きわめて重要な地位にあるといえる。

原発施設が有する機能別にみても、わが国には53基の原発があるが（1—3および図表3、参照）、福井県にある施設は運転・商業化機能のほか、研究開発機能を担っている。¹⁴⁾

原発の誘致前の福井県における中心産業は、農業、林業、水産業、繊維産業であった。近年、古山〔2002〕の研究によると、福井県における最大付加価値産業は「電力」との結果が得られており、原発が集中していることが産業連関表に現れているとの見解が示されている。¹⁵⁾¹⁶⁾

21世紀以降における福井県の原発に対する考え方は、2005年に策定された「エネルギー研究開

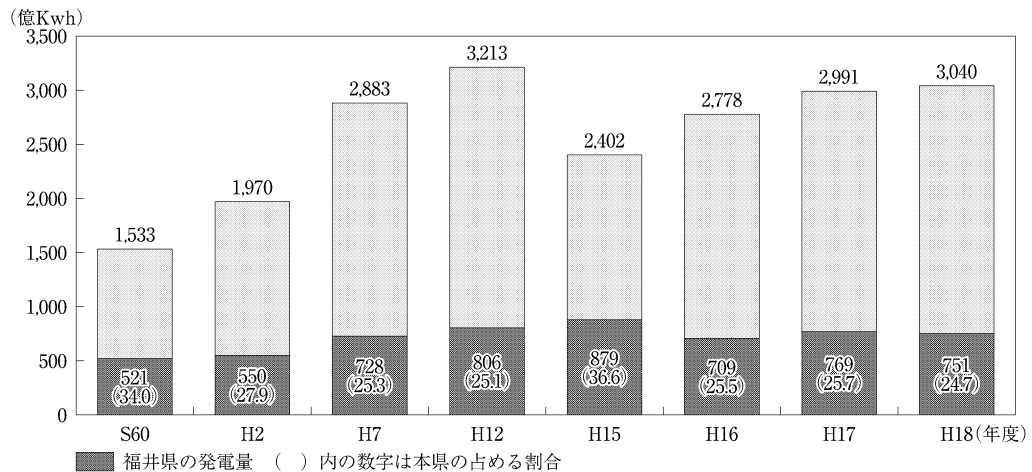
〔図表7〕 都道府県別にみた原子力発電所の数

順位	道 県 名	基数	出力（万 kW）	割合（％）
1	福 井	13	1,128.5	22.8
2	福 島	10	909.6	18.3
3	新 潟	7	821.2	16.2
4	静 岡	5	499.7	10.1
5	佐 賀	4	347.8	7.0
6	宮 城	3	217.4	4.4
7	愛 媛	3	202.2	4.1
8	石 川	2	189.8	3.8
9	鹿 児 島	2	178.0	3.6
10	島 根	2	128.0	2.6
11	北 海 道	2	115.8	2.3
12	茨 城	1	110.0	2.2
13	青 森	1	110.0	2.2
合 計		55	4,958.0	100.0

（注） 2006年3月末の運転中のものに限る。

（出所） 福井県環境・エネルギー懇話会 [2008]「知っておきたい 福井県のエネルギー」p.26 より転載。

〔図表8〕 原子力発電所の発電量に占める福井県の割合とその推移



（注） 2006年3月末の運転中のものに限る。

（出所） 福井県環境・エネルギー懇話会 [2008]「知っておきたい 福井県のエネルギー」p.42 より転載。

発拠点化計画」からうかがえる。そこでは、立地にあたっての基本三原則として①安全の確保、②地域住民の理解と同意、③地域恒久的福祉の実現が掲げられている。また、地域振興との関係で、①雇用面などでの地域経済への効果、②社会資本整備や生活環境の改善による産業の振興、③立地市町村の財政力向上が期待されている。原発は地域振興に大きく寄与しているとの認識か

ら、県の重要産業として位置づけられており、交付金の効果的な活用が目指される。

原子力エネルギーにおける福井県の役割はきわめて大きい。電力業は県の産業特性であり、もたらす付加価値は巨額である。すなわち国のみならず福井県においても、原発は経済的に重要な位置づけにあるといえる。しかしその一方で、万が一事故が起こると、それは地域住民の生活や人体へ多大な損害を与える可能性があり、きわめて危険度の高いリスク資産である。¹⁷⁾

3－2．敦賀市の原発誘致の経緯

(1) 敦賀市の地勢

敦賀市は、福井県のほぼ中央に位置し、北は日本海に面し、三方は山に囲まれる。面積は250.75平方キロメートルであり、若狭湾に大きく張り出した敦賀半島と54キロメートルに及ぶ海岸線が敦賀湾に天然の良港を形成している。きわめて歴史の古い港町である。

(2) 原発建設の経緯

敦賀市における原発誘致の経緯は、次のとおりである。¹⁸⁾ 1961年に坂井郡川西町（現、福井市）が日本原電（株）、科学技術庁、関係電力会社等に誘致を陳情したものの、地質調査により不適切との判断が下された。このため1962年、日本原電（株）が敦賀半島の立石・浦底・色ヶ浜地点と丹生地点を推薦し、これを受けて県知事が敦賀市長と美浜町長に協力を要請する。地域振興の貢献への期待から双方が賛意を表明すると、両地点の調査が始まった。その結果、ともに適地との調査結果を得る。そこで日本原電（株）が建設用地を買収し、美浜地点については関西電力株式会社へ譲渡した。1965年、原子炉設置の許可が下り、1966年に建設着工、1969年には初送電に成功した。そして翌年より敦賀発電所1号炉の営業運転がスタートする。また、同年、動力炉・核燃料開発事業団において設置許可が下り、1974年に動燃事業団の「ふげん」が営業運転を開始した。

現在、敦賀市は日本原電（株）の敦賀発電所1号機（沸とう水型軽水炉）、敦賀発電所2号機（国産改良標準型加圧水炉）、核燃料サイクル開発機構のもんじゅ（高速増殖原型炉）の3基の原子力発電所のほか、¹⁹⁾ 2基の火力発電所を有している。

原発建設以前は、敦賀半島の先端に道はなく、陸の孤島と言われていた。その中で、原発誘致の話は地域発展の期待を大きくさせ、原発誘致計画は比較的スムーズに進んだとされる。そして実際、敦賀市は原発立地により、経済的に飛躍的な発展を遂げたのである。

4．敦賀市財政と原発関連事業との関係

4－1．敦賀市財政の特徴

(1) 敦賀市の原子力行政

2007年4月1日時点における市の職員数は、一般職員数が505人（うち技術労務員50人）、教育公務員が19人の計524人である。特別職は市長、副市長2人、教育長、議会議長、議会副議長、議員24人となっている。

敦賀市の行政機構は、総務部、企画政策部、市民生活部、福祉保健部、産業経済部、建設部、水道部で構成される。このうち、企画政策部内に「原子力安全対策課」が設けられており、その

〔図表9〕 敦賀市財政の収支状況

（単位：百万円）

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
歳入総額	32,316	32,924	28,264	28,237	28,213	28,102	26,466
歳出総額	31,068	32,153	27,450	27,254	27,463	27,248	25,445

（出所） 各年度の「決算カード」に基づき、筆者作成。

〔図表10〕 敦賀市の財政力指数の推移

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
財政力指数	1.26	1.27	1.28	1.24	1.19	1.16	1.14

（出所） 各年度の「決算カード」に基づき、筆者作成。

業務内容は①原子力発電所の安全確保，②原子力情報提供・知識普及，③敦賀市原子力発電所懇談会の運営，④全国原子力発電所所在市町村協議会事務局にある。

（2）敦賀市の財政の特徴

敦賀市財政の特徴は、次の7点に整理できる。

第1に、歳出総額に対し歳入総額が上回っており、実質赤字比率で赤字が発生していない。2007年度でみると、歳出総額が264.6億円、歳入総額は254.4億円で、差し引き10.2億円の黒字となっている（図表9を参照。）。

第2に、財政力指数が1を超えている（図表10を参照。）。このため、敦賀市は不交付団体である。

第3に歳出内訳をみると、目的別では民生費が圧倒的に大きく、2001年度で歳出総額の17.9%、2004年度24.8%、2007年度27.7%と、そのウエイトは年々増加傾向にある。性質別では人件費が最も多く20%前後（2001年度20.1%、2004年度22.4%、2007年度21.3%）、職員給は12～14%を占めている。これは、直営の保育園の数ならびに勤務する職員数が多いことが主な原因とされている。物件費は13～15%の一定幅で推移している。変化が激しいのは、扶助費と普通建設事業費である。扶助費は、2001年度17.1億円で歳出総額の5.5%であったが、2007年度は29.6億円、ウエイトでは11.6%と倍増した。社会全体で少子高齢化が進展しているが、敦賀市においても高齢化は進んでいるといえる。一方、普通建設事業費については、2001年度83.9億円で全体の27.0%と最も高いウエイトを示していたが、年々それは低下し、2007年度では31.7億円、全体の12.5%と縮小している（図表11を参照。）。

第4に、自主財源比率が歳入全体の約7割を占めている。うち、地方税収入が2001年度183.4億円（歳入総額の56.8%）、2004年度153.2億円（同54.3%）、2007年度153.0億円（同57.8%）であり、歳入全体の52～57%前後を占める（図表12を参照。）。

第5に、地方税収入のうち、固定資産税収入がきわめて大きい。2001年度123.9億円で地方税収入の67.6%、2004年度103.3億円で67.4%、2007年度87.6億円で57.3%となっている。自主財源比率の高水準の維持ならびに地方税収入が大きいのは、課税特例を受けての固定資産税収入が巨額であるためである（図表13を参照。）。

〔図表11〕 敦賀市財政の一般会計の支出構造

（単位：百万円）

	2001年度		2002年度		2003年度		2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
目的別歳出	総務費	4,547	14.6%	4,443	13.8%	4,521	16.5%	3,821	14.0%	3,355	12.2%	4,330	15.9%	3,474	13.7%
	民生費	5,557	17.9%	5,495	17.1%	5,964	21.7%	6,747	24.8%	6,702	24.4%	6,551	24.0%	7,059	27.7%
	衛生費	4,823	15.5%	4,113	12.8%	2,532	9.2%	3,157	11.6%	3,255	11.9%	4,286	15.7%	2,702	10.6%
	農林水産業費	809	2.6%	819	2.5%	834	3.0%	671	2.5%	702	2.6%	724	2.7%	888	3.5%
	商工費	2,237	7.2%	3,773	11.7%	1,407	5.1%	1,486	5.5%	1,483	5.4%	1,327	4.9%	1,374	5.4%
	土木費	5,735	18.5%	5,761	17.9%	4,930	18.0%	4,172	15.3%	4,441	16.2%	3,604	13.2%	3,129	12.3%
	教育費	3,782	12.2%	3,996	12.4%	3,737	13.6%	3,436	12.6%	3,826	13.9%	2,690	9.9%	2,438	9.6%
	公債費	1,903	6.1%	1,974	6.1%	1,944	7.1%	2,029	7.4%	2,066	7.5%	2,048	7.5%	2,178	8.6%
	合計	31,068	100.0%	32,153	100.0%	27,450	100.0%	27,254	100.0%	27,463	100.0%	27,248	100.0%	25,445	100.0%
	人件費	6,238	20.1%	6,541	20.3%	6,452	23.5%	6,110	22.4%	5,347	19.5%	5,351	19.6%	5,415	21.3%
性質別歳出	うち職員給	4,412	14.2%	4,212	13.1%	3,937	14.3%	3,725	13.7%	3,438	12.5%	3,289	12.1%	3,165	12.4%
	扶助費	1,710	5.5%	1,874	5.8%	2,130	7.8%	2,527	9.3%	2,720	9.9%	2,733	10.0%	2,962	11.6%
	物件費	3,914	12.6%	4,227	13.1%	3,959	14.4%	4,150	15.2%	4,052	14.8%	3,708	13.6%	3,725	14.6%
	補助費等	2,965	9.5%	3,568	11.1%	2,960	10.8%	2,934	10.8%	3,298	12.0%	2,963	10.9%	3,273	12.9%
	繰出金	3,770	12.1%	3,672	11.4%	3,500	12.8%	3,714	13.6%	3,825	13.9%	3,442	12.6%	3,492	13.7%
	積立金	664	2.1%	253	0.8%	216	0.8%	540	2.0%	313	1.1%	1,220	4.5%	180	0.7%
	投資的経費	8,399	27.0%	8,646	26.9%	4,838	17.6%	3,773	13.8%	4,270	15.5%	4,731	17.4%	3,179	12.5%
	うち人件費	117	0.4%	136	0.4%	105	0.4%	86	0.3%	108	0.4%	128	0.5%	115	0.5%
	普通建設事業費	8,399	27.0%	8,646	26.9%	4,838	17.6%	3,743	13.7%	4,270	15.5%	4,731	17.4%	3,179	12.5%
	うち補助	3,157	10.2%	2,147	6.7%	1,071	3.9%	944	3.5%	1,109	4.0%	656	2.4%	916	3.6%
内訳	うち単独	4,981	16.0%	6,168	19.2%	3,500	12.8%	2,644	9.7%	3,028	11.0%	4,000	14.7%	2,227	8.8%
	災害復旧事業費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	30	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	失業対策事業費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

（出所） 各年度の「決算カード」に基づき、筆者作成。

【図表12】 敦賀市財政の一般会計の収入構造

(単位：百万円)

	2001年度		2002年度		2003年度		2004年度		2005年度		2006年度		2007年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
地方税	18,341	56.8%	16,956	51.5%	15,813	55.9%	15,324	54.3%	14,717	52.2%	14,593	51.9%	15,302	57.8%
地方譲与税	249	0.8%	250	0.8%	261	0.9%	391	1.4%	518	1.8%	778	2.8%	280	1.1%
利子割交付金	518	1.6%	137	0.4%	93	0.3%	92	0.3%	56	0.2%	40	0.1%	53	0.2%
配当割交付金	—	—	—	—	—	—	15	0.1%	26	0.1%	36	0.1%	43	0.2%
地方消費税交付金	681	2.1%	603	1.8%	682	2.4%	750	2.7%	688	2.4%	702	2.5%	693	2.6%
地方特例交付金	397	1.2%	352	1.1%	306	1.1%	312	1.1%	314	1.1%	234	0.8%	60	0.2%
地方交付税	634	2.0%	604	1.8%	556	2.0%	487	1.7%	555	2.0%	416	1.5%	277	1.0%
普通	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
特別	634	2.0%	604	1.8%	556	2.0%	487	1.7%	555	2.0%	416	1.5%	277	1.0%
(一般財源計)	20,994	65.0%	19,053	57.9%	17,863	63.2%	17,553	62.2%	17,067	60.5%	16,990	60.5%	16,891	63.8%
分担金・負担金	203	0.6%	213	0.6%	201	0.7%	195	0.7%	191	0.7%	290	1.0%	288	1.1%
使用料	835	2.6%	829	2.5%	797	2.8%	773	2.7%	828	2.9%	812	2.9%	825	3.1%
手数料	85	0.3%	87	0.3%	89	0.3%	88	0.3%	87	0.3%	85	0.3%	87	0.3%
国庫支出金	3,414	10.6%	3,948	12.0%	2,568	9.1%	2,892	10.2%	3,271	11.6%	4,614	16.4%	2,797	10.6%
都道府県支出金	—	—	—	—	—	—	1,036	3.7%	1,130	4.0%	1,234	4.4%	1,388	5.2%
繰入金	589	1.8%	1,856	5.6%	1,083	3.8%	1,303	4.6%	1,232	4.4%	219	0.8%	434	1.6%
繰越金	996	3.1%	1,248	3.8%	770	2.7%	814	2.9%	982	3.5%	750	2.7%	853	3.2%
地方債	2,079	6.4%	2,535	7.7%	1,968	7.0%	1,612	5.7%	2,038	7.2%	1,774	6.3%	1,569	5.9%
歳入合計	32,316	100.0%	32,924	100.0%	28,264	100.0%	28,237	100.0%	28,213	100.0%	28,102	100.0%	26,466	100.0%

(出所) 各年度の「決算カード」に基づき、筆者作成。

〔図表13〕 敦賀市財政の税収構造
(単位：百万円)

	2001年度		2002年度		2003年度		2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
市民税	個人市民税	2,911	15.9%	2,898	17.1%	2,748	17.4%	2,596	16.9%	2,636	17.9%	2,900	19.9%	3,553	23.2%
	法人市民税	1,823	9.9%	958	5.6%	961	6.1%	1,131	7.4%	1,048	7.1%	1,287	8.8%	1,726	11.3%
	(市民税計)	4,734	25.8%	3,856	22.7%	3,709	23.5%	3,729	24.3%	3,686	25.0%	4,189	28.7%	5,280	34.5%
固定資産税 (法定普通税計)	固定資産税	12,399	67.6%	11,877	70.0%	10,889	68.9%	10,334	67.4%	9,757	66.3%	9,141	62.6%	8,761	57.3%
	(法定普通税計)	17,729	96.7%	16,324	96.3%	15,185	96.0%	14,689	95.9%	—	—	—	—	14,671	95.9%
	入湯税	6	0.0%	12	0.1%	33	0.2%	30	0.2%	32	0.2%	33	0.2%	33	0.2%
都市計画税 (目的税計)	都市計画税	605	3.3%	619	3.7%	594	3.8%	604	3.9%	610	4.1%	588	4.0%	598	3.9%
	(目的税計)	612	3.3%	631	3.7%	627	4.0%	635	4.1%	642	4.4%	622	4.3%	631	4.1%
合計	18,341	100.0%	16,956	100.0%	15,813	100.0%	15,324	100.0%	14,717	100.0%	14,593	100.0%	15,302	100.0%	

(出所) 各年度の「決算カード」に基づき、筆者作成。

【図表14】 福井県における電源立地地域対策交付金の実績

（単位：百万円）

		2004年度		2005年度		2006年度		2007年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
電源立地地域対策交付金		12,822	76.0%	13,860	80.0%	15,875	80.8%	14,761	71.9%
電源立地等推進対策交付金		1,841	10.9%	1,100	6.3%	1,392	7.1%	2,570	12.5%
原子力施設等防災対策等交付金		1,109	6.6%	1,182	6.8%	1,075	5.5%	1,883	9.2%
電源立地等推進対策補助金		1,087	6.4%	1,189	6.9%	1,316	6.7%	1,306	6.4%
電源三法交付金等の総合計		16,860	100.0%	17,331	100.0%	19,659	100.0%	20,522	100.0%
県市町村別	県 分	8,479	50.3%	9,143	52.8%	9,616	48.9%	11,353	55.3%
	市 町 村 分	8,305	49.3%	8,113	46.8%	9,967	50.7%	9,095	44.3%
団体別	敦 賀 市	2,848	16.9%	3,196	18.4%	4,013	20.4%	1,629	7.9%
	原子力発電施設等立地市町村計	6,727	39.9%	7,231	41.7%	8,984	45.7%	8,016	39.1%
	嶺南地域合計	7,688	45.6%	7,750	44.7%	9,414	47.9%	8,445	41.2%

（出所）（財）福井原子力センター〔2009〕より、筆者作成。

第6に、原発立地による財政収入をみると、発電所関係3社からの固定資産税は歳入総額の約16%（地方税収入の約30%）、電源立地地域対策交付金は約4%（国庫支出金の約43%）²⁰⁾を占める。

第7に、依存財源については、国庫支出金が歳入総額に占める割合は10～12%、県支出金が5%程度であり、地方債依存度は6～7%にとどまる（図表12を参照。）。

敦賀市財政はきわめて健全な状態にあるが、それは原子力発電所に関する税金ならびに国からの財政支援措置による財政収入を基礎としている。

（3）交付金の実績と活用事業

福井県における電源三法交付金等交付実績は、図表14のとおりである。電源三法交付金のうち、ほとんどが電源立地地域対策交付金である。2007年度における電源三法交付金等の総合計205.2億円のうち、電源立地地域対策交付金は147.6億円あり、全体の71.9%にのぼる。県と市町村では、およそ半分ずつのウエイトにある。団体別にみると、交付金の充当割合には幅があることが分かる。

敦賀市における電源立地地域対策交付金の具体的な活用事業は、図表15に示すとおりである。これをみると、公営の保健福祉施設に対する維持運営事業項目が多く、ほとんどが従事者に対する人件費に充当されている。また、2006年度以降は障害者や高齢者、乳幼児の医療費の支払いに対する助成がなされている。

交付金による活用事業の特徴は、一般会計の目的別歳出における民生費および扶助費のウエイトの高さと、性質別歳出の人件費割合の高さに表れている。交付金の存在が、歳出構造へと大きな影響を与えているといえる。

敦賀市財政の健全性は、原発立地による財政措置の恩恵によるものであった。それは、自主財源および依存財源の両面から伺える。市の財政は、原発関連事業に伴う財源を土台に財政構造が構築されており、原発の存在はきわめて大きい。

〔図表15〕 敦賀市における電源立地地域対策交付金活用事業
(単位：千円)

	2004年度			2005年度			2006年度			2007年度		
	事業費	交付金充当額		事業費	交付金充当額		事業費	交付金充当額		事業費	交付金充当額	
		人件費	構成比		人件費	構成比		人件費	構成比		人件費	構成比
看護専門学校（維持）運営事業	人件費	78,778	57,000	72.4%	91,322	62,885	67,381	42,756	63.5%	—	—	—
健康管理センター（維持）運営事業	人件費	97,259	55,500	57.1%	78,629	65,347	78,789	56,581	71.8%	—	—	—
保育園（維持）運営事業	人件費	702,473	338,715	48.2%	719,258	326,588	585,724	430,612	73.5%	—	—	—
児童館（維持）運営事業	人件費	30,749	18,750	61.0%	22,706	14,625	20,086	12,070	60.1%	—	—	—
敦賀病院（維持）運営事業	人件費	247,182	150,000	60.7%	352,753	245,691	287,803	211,235	73.4%	—	—	—
図書館（維持）運営事業	人件費	42,271	32,449	76.8%	35,068	21,937	29,869	13,774	46.1%	—	—	—
公民館（維持）運営事業	人件費	134,446	114,010	84.8%	111,223	95,813	112,206	76,369	68.1%	—	—	—
清掃センター維持運営事業	人件費	—	—	—	—	—	98,401	65,808	66.9%	—	—	—
公共施設維持運営事業※注	人件費	—	—	—	—	—	—	—	—	1,242,826	933,294	75.1%
敦賀病院電子カルテシステム・オーダーリングシステム	機器賃料等	86,133	60,922	70.7%	—	—	—	—	—	—	—	—
総合運動公園運営事業	人件費	16,011	13,067	81.6%	19,153	13,162	—	—	—	—	—	—
敦賀病院新館棟医療機器整備事業	治療装置等	617,158	615,000	99.7%	—	—	—	—	—	—	—	—
中郷第2保育園（仮称）建設事業	歩道	297,853	260,000	87.3%	—	—	—	—	—	—	—	—
医療器械整備事業	医療器械購入	—	—	—	707,836	685,000	—	—	—	—	—	—
東浦公民館改築事業	改築費	—	—	—	343,959	320,000	—	—	—	—	—	—
高野配水池整備事業	築造費等	—	—	—	78,498	78,498	90,000	90,000	100.0%	—	—	—
最終処分場建設事業	委託料等	—	—	—	256,750	256,750	1,770,409	1,770,409	100.0%	—	—	—
新快速直通化ネットワークにぎわいの駅支援事業	施設整備等	—	—	—	—	—	66,181	33,090	50.0%	—	—	—
消防防災館整備事業	設備費	—	—	—	—	—	130,000	114,790	88.3%	—	—	—
施設景観照明整備事業	電灯設備費	—	—	—	—	—	7,140	7,140	100.0%	—	—	—
公有水面埋立事業	造成費	—	—	—	—	—	27,450	27,450	100.0%	—	—	—
金ヶ崎公園整備事業	業務委託	—	—	—	—	—	14,700	14,700	100.0%	—	—	—
トンネル温泉湯場整備事業	業務委託	—	—	—	—	—	6,300	6,300	100.0%	—	—	—
自動対外式除細動機購入事業	AEDの設置	—	—	—	—	—	17,010	17,010	100.0%	—	—	—
心身障害者医療費助成事業	医療費助成	—	—	—	—	—	42,698	35,189	82.4%	—	—	—
乳幼児医療費助成事業	医療費助成	—	—	—	—	—	57,876	40,000	69.1%	55,057	45,000	81.7%
子育て応援育児用品支給事業	育児用品支給	—	—	—	—	—	11,051	11,000	99.5%	12,089	5,000	41.4%
清掃センター運転委託事業	業務委託	—	—	—	—	—	125,386	10,000	8.0%	127,150	80,000	62.9%
ゴミ収集業務等委託事業	業務委託	—	—	—	—	—	115,792	95,000	82.0%	115,816	80,000	69.1%
コミュニティバス運行事業	経費の補助	—	—	—	—	—	72,599	49,000	67.5%	49,387	33,922	68.7%
障害者医療費助成事業	医療費助成	—	—	—	—	—	—	—	—	50,207	40,000	79.7%

(注) 公共施設維持運営事業の概要は、看護専門学校、健康管理センター、保育園、児童館、敦賀病院、図書館、公民館、清掃センター施設職員の人件費である。
(出所) 資源エネルギー庁ホームページより各年度の「電源立地地域対策交付金を活用した事業概要」に基づき、筆者作成。

4—2. 敦賀市財政へのアプローチ

(1) 原発と市民生活との関わり

敦賀市の人口は68,402人（2005年10月現在、国勢調査）であり、そのうち65歳以上が14,260人で全体の約20%である。世帯数は25,742世帯ある。15歳以上の就業者数は34,159人で、第1次産業への従事者が2.5%、第2次28.7%、第3次68.4%となっている。電気・ガス・熱供給・水道業の従業総数は1,017人であるが、日本原電（株）の従業員数は439人、核燃料サイクル開発機構においては70人いる。下請け企業等を含むと、原子力関連の従事者は約1万人いると言われており²¹⁾、就業者数の約3分の1を占めている。原発の雇用創出効果はきわめて大きい。電源地域産業育成支援補助金の使途を慎重に検討し、財政支援措置と雇用との関係をより明確にすることで、雇用創出効果はより高まると考えられる。

一方、電源立地促進対策交付金は、市民生活と直接的に深く関わる。先にも述べたように、当該交付金は公共用施設整備事業（16項目）および地域活性化事業（6項目）に活用することができる。現在、敦賀市における電源三法交付金の活用方法は、主として公共福祉施設に従事する職員の給与（人件費）ならびに医療費助成である。今後、交付金の利用が交付金の創設目的および敦賀市民の要望と適合的であるかどうかを1つ1つ考察し、その有効性を検証していく必要がある。例えば、社会資本整備が特定地域に偏在していたり、福祉事業の展開が市民生活の実情と合致していなかったりしてはならない。市民ならびに企業の要望を把握し、交付金制度を活用しながら市の地域政策を効率的に行うことにより、地域経済の一層の発展が期待できる。

(2) 自治体経営に与える影響

敦賀市財政は原発に対する財政支援措置への依存度がきわめて高いが、原発は固定資産であるため耐用年数があり、減価償却の対象である。したがって固定資産税の年々の減少は避けることができない²²⁾。また、交付金制度は廃炉あるいは施設解体までの措置であり、原発の運転継続および施設の存続を前提としている。恒久的に安定した自治体財政を維持していくためには、原発財源以外での収益性の追求が不可欠なる。現・市長は、「原発との共存共栄は間違っていない」と²³⁾の認識を表明しており、今後、敦賀発電所3号機および4号機の建設が予定されている。

原発への財政依存体制からの脱却は、市の経済構造に大きな転換をもたらす可能性がある。しかし長期的視点に立ち、原発関連事業以外の産業育成を図り、財源の安定化を目指す必要がある。

おわりに

本稿は、福井県敦賀市を事例に、原子力発電所の存在が自治体財政に与える影響について考察した。原発を巡る国と自治体との関係は、財政を通じて密接な関係にある。国は電源開発の軸として原発建設の促進を図ってきたが、きわめて危険度の高いリスク資産であるため地域住民の反対が強く、ほとんどの自治体は受け入れに消極的であった。その解決策として設けられたのが、所在地自治体への財政支援措置、すなわち電力事業者への課税特例および多様な交付金制度である。

原子力発電所が4基立地する福井県敦賀市の財政は、次のような特徴を有する。

第1に、地方税収入のうち固定資産税収入のウエイトがきわめて大きい（2001年度は地方税収入の67.6%，2007年度は57.3%）。発電所関係3社からの固定資産税は歳入総額の約16%（地方税収入の約30%），電源立地地域対策交付金は約4%（国庫支出金の約43%）を占める。しかし原発施設は減価償却されていくため、固定資産税収入は年々減少していく傾向にある。

第2に、歳入構造において、自主財源が全体の約7割，地方税収入が5割強を占める。この結果、地方交付税の不交付団体となっている。

第3に、国庫支出金が歳入総額に占める割合は10～12%，県支出金が5%程度であるが、この相当部分が原発関係の交付金である。その用途は主に、公営の保健福祉施設の職員給与ならびに医療費助成に活用されている。

第4に、歳出構造においては、民生費が圧倒的に大きく、そのウエイトは年々増加傾向にあり、2007年度は歳出全体の27.7%である。性質別歳出では人件費が最も高く20%前後（2007年度21.3%），職員給は12～14%（2007年度12.4%）に達する。高齢化の影響を受けて、扶助費のウエイトは2001年度から2007年度の8年間で倍増し、5.5%から11.6%となった。これに対し、普通建設事業費は27.0%から12.5%へと半減している。

敦賀市は、原発に対する国からの財政支援措置の恩恵を存分に受けて、財政の健全性を維持しつつつけてきた。交付金の活用にもみられる特徴は、市財政の歳出構造に顕著に表れている。また就業構造において、就業人口の3分の1が原子力関連の従事者であり、原発は地場産業として市の産業構造の土台となっている。原子力発電は、敦賀市の経済構造の中心となっている。

なお、特別会計をあわせた財政分析および交付金実績の分析は不十分である。福井県および他の原発立地3町の財政分析を行うことで、原発所在地における自治体財政の特質は一層鮮明になる。次の課題としたい。

注

- 1) 特別会計の整理・合理化に伴い、2007年度以降、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計と統合し、「エネルギー対策特別会計」が創設された。主な変更点は、電源開発促進税を特別会計に直入する構造が見直され、石油石炭税と同様に一般会計から必要額を特別会計に繰り入れる仕組みへと変更された。
- 2) 2010年度より交付団体となる見通しであることが公表されている。その理由は、原発の減価償却による税収減が大きいことによる。
- 3) 塚谷 [2010]，参照。
- 4) 原子力委員会 [2005]，p. 1。
- 5) 同上，p. 10。
- 6) 同上，p. 10，参照。
- 7) 山川 [1986] では、わが国における80年代までの原子力政策の展開過程を5期区分し、第5期となる1979年以降の政策は、総合安全保障政策推進の一環として重要な役割を担っていたと説明される（山川 [1986]，pp. 3-5，参照。）。
- 8) 文部科学省・経済産業省 [2005]，p. 6，参照。
- 9) 同上，p. 6。
- 10) 同上，p. 6。
- 11) 2003年より、電源立地等初期対策交付金，電源立地促進対策交付金，原子力発電施設等周辺地域交付金，電力移出県等交付金，水力発電施設周辺地域交付金，原子力発電施設等立地地域長期発展対策

交付金6種が統合された。

- 12) その内訳として、原子力発電施設立地地域共生交付金（2006年に制定）、核燃料サイクル交付金（同）、原子力発電施設等立地地域特別交付金、広報・安全等対策交付金がある。
- 13) 塚谷 [2010], 参照。
- 14) 原発について、国土構造との関係からみた役割を考察しているのが、山川 [1987] である。そこでは、原子力施設の機能を①中枢管理機能、②研究開発機能、③具体化・製品化機能、④運転・商業化機能の4分類している。そして実際の配置から、①は首都東京の都心部、すなわち日本経済を総括する位置、②は大学などの研究機関については首都圏の都心からそれほど離れていない地点、すなわち首都機能の分散先とされる中核都市、実践的技術の試験研究については首都圏外縁部ならびに大阪市近郊と整理する（山川 [1987], pp. 134-139, 参照。）。
- 15) 福井県は原子力発電14基のほか、水力発電所29、火力発電所3、風力発電所2基を備えている。
- 16) 古山 [2002], 参照。なお、全国的には「住宅貸業」「商業」が第1位であった。
- 17) これまでの原子力発電所における主な事故には、次のようなものがある。福井県内においては、1981年の敦賀発電所1号機における一般排水路放射能漏えい事故、1991年の美浜発電所2号機における蒸気発生器伝熱管破断事故、1995年の高速増殖原型炉もんじゅナトリウム漏えい事故、1999年の敦賀発電所2号機における1次冷却水漏えい事故、2004年の美浜発電所3号機における2次系配管破損事故がある。また、県外では1997年に東海再処理施設の火災・爆発事故、1999年には茨城県東海村にて（株）JCOのウラン加工施設で日本初の臨界事故が起こった。海外をみると、1979年にアメリカペンシルバニア州のスリーマイル島原子力発電所2号機で、1986年には旧ソ連ウクライナ共和国にあるチェルノブイリ原子力発電所で大きな事故が発生している。
- 18) 美ノ谷 [1981], 参考。
- 19) 核燃料サイクル開発機構による新型転換炉ふげん発電所については、2003年3月29日に運転を終了した。
- 20) 敦賀市 [2010], 参考。
- 21) （社）原始燃料政策研究会 [2009] における敦賀市長インタビューより、抜粋。
- 22) 2003年、全国原子力発電所所在市町村協議会からの「原子力発電所所在市町村の安全確保と地域振興に関する要望書」では、固定資産税について、次の3点の改善を求めている。①税制上の耐用年数を改善し、実態に即した年数に延長するとともに、課税期間を施設解体撤去時延長すること、②大規模償却資産に係る頭打ち制度の撤廃、③地方交付税の基準財政収入額への算入基準について、原子力発電施設に対する特例措置である。なお、当該協議会の会長は敦賀市長が就任している。
- 23) 注21に同じ。

参考文献

- ・経済産業省資源エネルギー庁 [2000] 『電源三法活用事例集』
—— [2005] 『電源立地制度の概要——地域の夢を大きく育てる——』 財団法人電源地域振興センター
—— [2009] 『エネルギー白書2009』
- ・原子力委員会 [2005] 『原子力政策大綱』
- ・財団法人福井原子力センター [2009] 『福井県の原子力』改訂第13版、福井県原子力安全対策課
- ・社団法人原子燃料政策研究会 [2009] 「インタビュー 世界の原子力技術者を育てる地域に——河瀬一治 敦賀市長インタビュー——」『Plutonium』No. 67
- ・全国原子力発電所所在市町村協議会 [2003] 「平成15年度 原子力発電所所在市町村の安全確保と地域振興に関する要望書」
- ・塚谷文武 [2010] 「第5章 過疎自治体と原子力発電所——福井県三方郡美浜町を事例として——」 渋谷博史・樋口均・櫻井潤編『グローバル化と福祉国家と地域』学文社
- ・福井県環境・エネルギー懇話会 [2008] 「知っておきたい 福井県のエネルギー」

- 古山英二 [2002] 「地域産業連関表によるわが国産業の地域分布の分析」『紀要』第1号, 日本橋学館大学
- 美ノ谷和成 [1981] 「原発情報と原発意識に関する実証的研究（Ⅰ）——福井県敦賀市における統計調査を中心として——」『立正大学文学部論叢』第70号, 立正大学文学部
- 文部科学省・経済産業省 [2005] 「電源開発促進対策特別会計について」
- 山川充夫 [1986] 「原発立地推進と地域政策の展開（一）」『商学論集』第55巻第2号, 福島大学経済学会
—— [1987] 「原発立地推進と地域政策の展開（二）」『商学論集』第55巻第3号, 福島大学経済学会（資料等）
- 平成17年 国勢調査
- 総務省「地方財政状況調査関係資料」決算カード, 各年度版
- 敦賀市「平成21年度当初予算について」
——「平成19年度 バランスシート 行政コスト計算書」
——『広報つるが』各号
- 経済産業省資源エネルギー庁ホームページ (<http://www.enecho.meti.go.jp/>)
- 福井県ホームページ (<http://www.pref.fukui.jp/>)
- 敦賀市ホームページ (<http://www.city.tsuruga.lg.jp/sypher/www/index.jsp>)
- 原子力の科学館あっとほうむホームページ (<http://www.athome.tsuruga.fukui.jp/>)